株主各位

大阪市大正区船町一丁目1番66号 株式会社 中 山 製 鋼 所 代表取締役社長 森 田 俊 一

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示くださいまして、平成26年6月25日 (水曜日) 午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日 時** 平成26年6月26日(木曜日)午前10時(受付開始時刻:午前9時)

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- (1) 第120期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第120期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール(買収防衛策)の 継続の件

以 上

(お知らせ)

- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第120期報告書」に 記載のとおりであります。ただし、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべ き事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の 当社ウェブサイト(http://www.nakayama-steel.co.jp/)に掲載しておりますので、「第 120期報告書」には記載しておりません。
- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する 必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.nakayama-steel.co.jp/) に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席される方

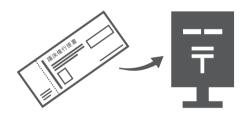
同封の議決権行使書用紙を会場受付へご 提出ください。

また、資源節約のため本招集ご通知および添付資料「第120期報告書」をご持参くださいますようお願い申しあげます。



書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会前日の平成26年6月25日 (水曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

1. 目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期 に復配できる体制を確保することを目的として、資本準備金の額の減少および剰余金の 処分を行うものであります。

- 2. 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の要領
 - (1) 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金24,895,308,616円から 7,918,177,448円を減少させ、その同額をその他資本剰余金に振り替えるものでありま す

① 減少する資本準備金の額

7. 918. 177. 448円

② 資本準備金の額の減少が効力を生じる日 平成26年6月26日

(2) 剰余金の処分に関する事項

上記資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、会社法第452条 の規定に基づき、その他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであり ます。

① 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金

11,671,910,364円

② 増加する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金

11,671,910,364円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、平成25年7月9日付で 連結子会社5社(中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三 星海運株式会社、三泉シヤー株式会社)を完全子会社としたことに伴い、当該会社の 事業目的を当社の定款第2条(目的)に追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款 変 更 案 第1章 総 則 第1章 総 則 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを 第2条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。 目的とする。 1. ~ 7. (記載省略) 1.~7. (現行どおり) 8. 病院、有料老人ホーム、保育所および 8. スポーツ施設の経営 スポーツ施設の経営 9. 介護保険法に基づく短期入所療養介 (削 除) 護·介護予防短期入所療養介護·居宅 療養管理指導 • 介護予防居宅療養管理 指導・居宅介護支援事業・通所リハビ リテーション・介護予防通所リハビリ テーション・訪問リハビリテーショ ン・介護予防訪問リハビリテーショ ン・通所介護・介護予防通所介護・認 知症対応型通所介護・介護予防認知症 対応型诵所介護・訪問看護・介護予防 訪問看護・訪問介護・介護予防訪問介 護·福祉用具貸与·介護予防福祉用具 貸与・認知症対応型共同生活介護・介 護予防認知症対応型共同生活介護 • 特 定施設入居者生活介護・介護予防特定 施設入居者生活介護の居宅サービス事 業並びにそれらに関する施設、および 介護療養型医療施設の運営 9. 各種機械、繊維原料の売買 (新 設) 10. ~11. (記載省略) 10. ~11. (現行どおり) 12. 自動車用天然ガス、その他ガス類の販 12. 石油製品、ガス類の売買 売 13. ~19. (現行どおり) 13. \sim 19. (記載省略) (新 設) 20. 海運業、一般貨物自動車運送業および 通関業 (新 設) 21. 倉庫業 (新 設) 22. 貨物自動車の賃貸 23. 計量業 (新 設) 24. (現行どおり)

20.

(記載省略)

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員(3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼	乗職の状況 所有する 当社株式の数
1	もり た しゅん いち 森 田 俊 一 (昭和19年10月29日生)	昭和42年4月 東洋鋼飯株式会社入平成8年6月 同社本社商品開発部 平成9年6月 同社取締役 平成12年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役機能材 平成18年4月 同社取締役専務執行 長兼下松工場長 平成22年6月 同社顧問 平成25年3月 同社退職 平成25年6月 当社顧問 平成25年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	長 材料部門管掌 役員生産本部 15,000株
2	はこ もり かず あき 箱 守 一 昭 (昭和28年2月8日生)	昭和55年4月 当社入社 平成11年9月 当社第二圧延部長 平成14年10月 当社生産技術部圧延 平成15年8月 当社生産技術部長 平成17年6月 当社取締役生産技術 略担当 平成21年4月 当社取締役事業戦略 商品開発、棒線担当 平成22年6月 当社取締役圧延部門 商品開発担当 平成23年2月 当社取締役営業本部 担当 平成24年11月 当社取締役営業、万担当 平成25年6月 当社専務取締役営業、万担当 平成25年6月 当社専務取締役営業、万担当 平成25年6月 当社専務取締役営業、万担当 平成25年6月 当社専務取締役営業、万担当 平成25年6月 当社専務取締役営業、万担当	部長兼事業戦 、品質管理、 、品質管理、 58,000株 長兼商品開発 アモルファス 業、購買、製 門、エンジニ

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	なか むら さ ち お 中 村 佐知大 (昭和32年2月22日生)	平成15年3月 平成16年10月 平成18年1月 平成19年2月 平成21年6月 平成23年7月	株式会社三和銀行(現株式会社三 菱東京UFJ銀行)入行 同行谷町支店長 株式会社UFJホールディングス (現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ) 広報報式会社 三菱東京UFJ銀行) 広報報式会社 三菱東京UFJ銀行) 東京法人営 業第2部長 株式会社三菱東京UFJ銀行営業 第一本部営業第四部長 同行公共法人部長 三菱社代表取締役副社長 エム・ユー・ティ・ビジネス解符 社長 当社顧問 当社常務取締役管理部門統括 現在に至る	5,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 守屋隆男氏は辞任により退任されますので、 補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、	地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
※ 今 井 武 (昭和28年12月20日生)	昭和54年4月 平成14年10月 平成15年12月 平成17年6月 平成18年12月 平成21年6月	当社入社 当社メッキ工場長 当社メッキ・厚板工場長 当社取締役熱延工場長 当社取締役メッキ・厚板工場長兼熱延 担当 当社取締役メッキ・厚板工場長兼熱 延、環境管理担当 三泉シヤー株式会社代表取締役社長 現在に至る	39, 000株

- (注) 1. ※は、新任監査役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 候補者の任期は、当社定款第32条に基づき、退任される監査役の任期の満了する時まで(2年)となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴	所 有 す る 当社株式の数	
なか つかき まき ひろ 中 務 正 裕 (昭和40年1月19日生)	平成6年4月 平成17年8月 平成18年4月 平成18年6月	弁護士登録 大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所(現弁護士法 人中央総合法律事務所)入所 現在に至る 米国Kirkland & Ellis LLP勤務 (~平成18年7月) 米国ニューヨーク州弁護士登録 浅香工業株式会社社外監査役 現在に至る	0株
	(重要な兼職の状況) 浅香工業株式会社社外監査役 貝塚市公平委員 公益社団法人総合紛争解決センター和解あっ せん人・仲裁人候補者 大阪弁護士会常議員		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 中務正裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、企業法務等を専門とした弁護士としての豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断したものであります。 また、当社は平成20年6月27日に同氏を当社独立委員会の委員に選任しております。
 - 4. 同氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づ く損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。

第6号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール(買収防衛策)の継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第114回定時株主総会において、当社定款第17条の定めに基づく「当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール(買収防衛策)導入の件」を賛成多数によりご承認をいただいたうえで導入を決定(以下、「旧プラン」といいます。)し、平成23年6月29日開催の当社第117回定時株主総会において、旧プランの一部を修正したものの実質的に同一内容で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました(以下、「本プラン」といいます。)ので、本プランを継続してまいりました。本プランは、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際に、当該提案内容が当社の企業価値および株主共同利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できますよう、買付行為者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報・意見・提案などがなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。

当社は、本プランについて、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上および株主共同利益の向上の観点から、継続の是非も含めて検討してまいりました。その結果、本プラン導入時の基本的な考え方およびその目的に何ら変更がないことから、平成26年5月26日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の議決権の過半数のご承認を条件に、本プランを継続していくことを決議いたしました。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、当社監査役3名全員が出席し、いずれの 監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛 成する旨の意見を述べています。

つきましては、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終了の時点までとなっておりますので、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付者(後記2で定義します。)が大規模買付行為(後記2で定義します。)を行おうとする場合において、これを受け入れるか否かについては、当社株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。そのためには、大規模買付者が、意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であり、また、当社取締役会が、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されていることが必要になります。これらにより株主の皆様は、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための時間が確保され、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることができると考えます。

このような考え方により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるようにするため、本プランの継続が必要であると判断いたしました。

2. 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ (注1)の議決権割合 (注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等 (注3)の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為 (以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対して、適用されるものとなっております。

- 注1:特定株主グループとは、①当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)または②当社株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する間付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者および特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- 注2:議決権割合とは、特定株主グループが①の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。)をいい、②の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合)の合計をいいます。

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるものです。その概要は以下のとおりです。また、ご参考のために、大規模買付行為が開始された場合のフローチャートを別紙1として添付しております。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

(2) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会と しての意見形成のために十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供 していただきます。その一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要(具体的名称、資本構成等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(買付対価の額・内容・算定根拠、買付 資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。)
- ③ 大規模買付者に対する資金供与者の概要(具体的名称、資本構成等を含みます。)
- ④ 大規模買付後に、向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 大規模買付後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑥ その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために合理的に必要 と判断する情報

当社は、上記(1)の意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛にご提出いただくこととします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為者が出現し、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、適時適切にその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な大規模買付情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示します。

(3) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知の発送後、60営業日(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90営業日(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合のプラン

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は 仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動し ません。

ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主の皆様に説得行為を行うことがあります。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合(以下、「濫用的買収」といいます。)に対しては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得たうえで、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

— 12 —

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の意見を最大限尊重しつつその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件等を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施ならびに具体的対抗措置発動の決定を行った場合には、速やかに当該決議の内容について開示いたします。

5. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています(以下、「本ガイドライン」といいます。)。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続きを進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式 を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、 重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲 させることにある場合(いわゆる焦土化経営)
- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原 資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合

- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件(買取対価の金額、内容、時期、方法、 違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。)が、当社の企業価値に照らし 不十分 不適切なものである場合
- 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付 条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方 法による買付である場合(いわゆる二段階買付)
- 7) 上記のほか、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合 等と定めております(別紙3ご参照)。

(2) 独立委員会の設置

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、②大規模買付ルールを遵守している場合においては大規模買付者が濫用的買収者に該当するか否か、等の判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するために、当社は、取締役会から独立した組織として社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙4に記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べます。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続きを経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

6. 当社株主、投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前述4に記載のとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社のプランが異なりますので、当社の株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社 および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定 款により認められている具体的対抗措置を取ることがありますが、具体的対抗措置の仕 組み上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主の皆様が法的権利 または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりま せん。

そして、当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主の皆様、投資家の方々およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主の皆様は引受けの申込みをすることなく新株予約権の割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿に記載または記録されていない当社株主の皆様につきましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。

— 15 —

なお、当社は新株予約権の割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

7. 本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会における当社株主の皆様のご承認を条件として、当該定時株主総会終了の時から当社の平成29年6月開催予定の第123回定時株主総会終了の時点までとします。ただし、第123回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成32年6月開催予定の当社の第126回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとします。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合
- (3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の 意見等を踏まえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要 に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主の皆様および投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会が必要と判断する事項を適時適切に開示します。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表しております。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(以下、「買収防衛策に関する指針」といいます。)においては、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則、という三原則が定められております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則について

前述のとおり、本プランは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを 判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提 供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障し、これにより、当社株主 の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を することが可能となるものであり、まさに当社の企業価値および株主共同の利益を確 保・向上の目的をもって導入されるものであります。

② 事前開示・株主意思の原則について

本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主の皆様および投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの継続にあたっては、本定時株主総会において当社株主の皆様からご承認いただくことを条件としております。さらに、本プランの有効期間の延長も当社の株主の皆様方のご承認を条件としているうえ、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しております。このように当社株主の皆様の合理的意思が反映される仕組みとなっております。

③ 必要性・相当性確保の原則について

本プランは、具体的対抗措置の発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性を担保する措置を確保しており、また、当社株主の皆様には、3年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能であるうえ、客観的な本プランの廃止条項も定めておりますので、株主共同の利益を向上させる買収提案等があれば廃止することができるものとなっております。

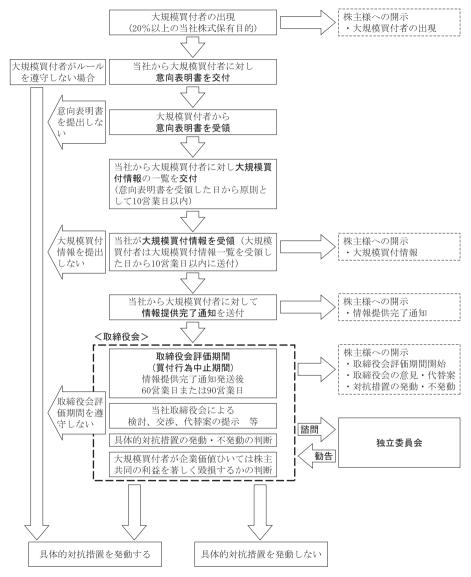
(2) デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述「7. 本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を防止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、また、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を、在任中の取締役の残存任期と一致させることといたしますので、期差任期が発生することもありません。従って、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる防衛策)でもありません。

以 上

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



*上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成したものであり、 本プランの詳細内容については、本文をご覧ください。

新株予約権概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の発行済株式総数(ただし、当社が有する当社普通株式を除く。)を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使条件

一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから 当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使が できないものとする。

以上

具体的対抗措置発動に関するガイドライン(骨子)

1. 目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)は、当 社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主利益お よび当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非を判断する場合に備え、 あらかじめ具体的発動基準を定めることを目的とする。

2. 具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為につき、以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断した場合は、具体的対抗措置の発動を決定することができる。

なお、当社取締役会は、当該判断にあたり、その判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するために、取締役会から独立した組織として設置する独立委員会の意見を聴取しなければならない。

- (1) 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合
 - 1) 大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者の概要、買収の目的、方法および内容、大規模買付者に対する資金供与者の概要、買収後に向こう3年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下、「買収後の経営方針等」という。)、買収後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

- 2) 大規模買付者による情報提供が不十分であると合理的に考えられる場合 大規模買付者から大規模買付行為について一応の情報提供がなされたとしても、提 供された情報が不十分であると合理的に考えられ、株主の皆様が大規模買付行為の是 非について適切な判断をすることが困難となる場合
- 3) 当社取締役会が、株主共同の利益の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60営業日、その他の大規模買付行為の場合は90営業日)の満了を待たずに、公開買付行為を行う場合

- (2) 大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合(濫用的買収に該当する場合)
 - 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式 を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメイラ ー)
 - 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、 重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲 させることにある場合(いわゆる焦土化経営)
 - 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原 資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
 - 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合
 - 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件(買取対価の金額、内容、時期、方法、 違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。)が、当社の企業価値に照らし 不十分、不適切なものである場合
 - 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付 条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方 法による買付である場合(いわゆる二段階買付)
 - 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を 害することが明白な買収である場合

以上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会決議により設置される。

2. 構成

- (1) 独立委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選任にあたっては、社外監査役、社外有識者(弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。)等から選任するものとする。 選任にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

3. 役割

(1) 独立委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として下記に規定する事項につき、 本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して意見を述べる。当社 取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重して最終的な決定を行う。

記

- ① 大規模買付者との事前交渉において大規模買付者から提出された買付計画等資料の 検討
- ② 具体的対抗措置を講ずるか否かの検討
- ③ 大規模買付者との事後交渉により対抗措置を中止するか否かの検討
- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した 事項
- (2) 独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。

4. 招集

当社の代表取締役、監査役および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。

5. 決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以 上

(参考)

当社の大株主の状況(平成26年3月31日現在)

			株	主 名				持株数 (株)	持株比率 (%)
新	日	鐵	住	金 棋	式	会	社	107, 087, 957	17. 04
阪	和	興	業	株	式	会	社	80, 585, 902	12.82
日	鉄	住 金	物	産	株式	会 会	社	54, 085, 000	8. 61
大	和 P	Iパ	ー ト	ナー	ズ株	式 会	社	54, 085, 000	8. 61
エ	ア・	ウ:	t —	ター	- 株	式 会	社	47, 298, 613	7. 53
中	Щ	三 星	建	材	株式	会	社	25, 194, 774	4. 01
中	Щ	通	商	株	式	会	社	22, 664, 902	3.60
三	星	海	運	株	式	会	社	19, 471, 626	3. 10
三	星	商	事	株	式	会	社	19, 337, 260	3. 07
大	阪	瓦	斯	株	式	会	社	19, 230, 000	3.06

⁽注) 持株比率は、自己株式2,685,153株を控除して計算しており、小数点第3位を切り捨てています。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 株式会社 中山製鋼所 事務管理センター7階 大ホール 電 話 (06) 6555-3111 (代表)

交通手段

- J R 大阪環状線 大正駅 市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車(所要時間約20分)
- ●地下鉄長堀鶴見緑地線 大正駅2番出口市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車(所要時間約20分)
- ●阪神なんば線 ドーム前駅2番出口 市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車(所要時間約25分)

